

(様式1-1)

現場代理人兼任届 (兼任2件)

令和 年 月 日

上田市長 様

住 所
受注者 商号又は名称
代表者

次のとおり、上田市建設工事請負契約約款第10条第3項の規定に基づき、現場代理人を兼任することとしたいので届け出ます。

現場代理人氏名		
現場代理人連絡先		通常： 緊急時：
新たに兼任する工事	工 事 名	
	工事場所	
	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	請負代金額	円
	発注機関名及び担当部署	
	監督員氏名	
	備 考	
既に現場代理人となっている工事	工 事 名	
	工事場所	
	工 期	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで
	請負代金額	円
	発注機関名及び担当部署	
	監督員氏名	
	備 考	
現場代理人兼任期間	令和 年 月 日 から 令和 年 月 日 まで	

※ 他の発注機関の工事と兼任する場合

(他の発注機関の承認欄) 上記現場代理人の兼任について承認します。 令和 年 月 日 発注機関名 印
--

兼任の条件

<p>1 「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」 1（1）のいずれかに該当する期間（常駐を要しない期間における兼任）</p>
<p><input type="checkbox"/> ア 契約締結後、現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間</p>
<p><input type="checkbox"/> イ 契約約款第20条第1項又は第2項の規定により、工事の全部の施工を一時中止している期間</p>
<p><input type="checkbox"/> ウ 橋梁、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間</p>
<p><input type="checkbox"/> エ 現場作業終了後、事務手続、後片付け等のみが残っている期間</p>
<p><input type="checkbox"/> 2 「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」 1（2）の条件を全て満たす工事</p>

(注) 1のアからエのいずれか又は2にレを記入してください。

「建設工事における現場代理人の兼任に係る取扱いについて」 1（2）の条件

(2) 次の条件を全て満たす工事については、現場代理人の兼任を認めるものとする。

ア 上田市が発注した工事であること。ただし、国又は長野県等が発注した工事（以下「他の公共機関の工事」という。）において、当該発注機関の長が兼任を認めた場合はこの限りではない。

イ 一の現場代理人が兼任することができる工事の数は、2件までとする。ただし、兼任を希望する工事について、全て上田市が発注した単独工事であり、かつ当初の請負代金額（予定価格が130万円以下の工事を除く）の合計金額が800万円未満の場合は、工事の数にかかわらず兼任できるものとする。

ウ 工事の当初の請負代金額は、全て4,000万円未満であること。ただし、「建設工事の技術者の専任に係る取扱いについて」の2に該当する工事はこの限りではない。

エ 工事場所は、全て上市内であること。

オ 連絡体制として、兼任する上田市が発注した工事の現場には連絡員を配置すること。

カ 次のいずれにも該当しない工事であること。

(ア) 交通量10,000台/日以上片側通行規制工事

(イ) 労働安全衛生規則第90条に該当する工事

(ウ) 難易度、施工内容、労働災害・公衆災害の恐れがあることなどから兼任を認めることが適当でないと発注者が判断した工事

キ 現場代理人を兼任する場合は、次のいずれの条件も満たしていること。

(ア) 現場代理人は、必ずいずれかの工事現場に駐在すること。

(イ) 現場代理人は、工事現場を離れる際には、監督員又は連絡員と連絡が取れる体制を構築するとともに、工事現場の安全管理等の対策を図り、連絡員等に必要な指示を行うこと。

(ウ) 兼任する工事現場において、安全管理の不徹底など工事に支障がある、若しくは兼任の承認条件を満たしていないと発注者が判断し指示した場合は、新たに常駐の現場代理人を配置すること。

(エ) 兼任が認められる場合においても、労働安全衛生規則別表第7「機械等の種類」欄に記載されている機械等を使用する期間については、現場代理人は当該工事現場に常駐すること。